

いう。」に、「毎月末」を「その年度の末日」に、「その月中」を「その年度中」に、「翌月末日」を

「その年度の末日の属する月の翌月末日」に改める。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条 削除

第五十条の二中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 酒類製造者又は酒母等の製造者は、次に掲げる場合には、政令で定めるところにより、直ちにその製造場の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。
 - 一 製造場にある酒類、酒母又はもろみが亡失したとき。
 - 二 製造場にある酒類が腐敗その他の事由により飲用に供し難くなつたとき。
 - 三 製造場にある酒母又はもろみが腐敗したとき。
- 3 前項第二号又は第三号に規定する場合において、酒税の取締り又は保全上必要があると認めるときは、税務署長は、相当の期間を定めて、前項第二号の酒類又は同項第二号の酒母若しくはもろみの処分を禁止することができる。

第五十二条第五項中「若しくは検定」を削り、同項第一号中「検定前の酒類及び」を削り、同項第二号中「じよつりゅう機」を「蒸留機」に改める。

第五十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「第三十五条又は第四十二条」を「又は第三十五条」に改め、「又は酒類のかす」を削る。

第五十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第六十条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第五十条の二」を「第五十条の二第一項又は第二項」に改める。

(たばこ税法の一部改正)

第八条　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「三千一百一十六円」を「三千五百三十六円」に改め、同条第二項中「六千二百五十一円」を「七千七十一円」に改める。

附則第一条中「千四百八十四円」を「千六百七十九円」に改める。

(石油税法の一部改正)

第九条 石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石油石炭税法

第一条中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第二条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 石炭 関税定率法別表第二七・〇一項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの（外国から本邦に到着したもの以外のものにあつては、採取されたものに限る。）をいう。

第三条中「並びにガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素並びに石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第四条中「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第五条第一項及び第三項から第五項までの規定並びに第六条中「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第七条第一項中「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第八条第一項中「石油税」を「石油石炭税」に、「若しくはガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第九条中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 ガス状炭化水素 一トンにつき千八十円

三 石炭 一トンにつき七百円

第十条第一項中「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に改め、同条第五項中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第十一條第一項中「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第十二條の見出しを「(戻入れの場合の石油石炭税の控除等)」に改め、同条第一項、第二項、第四項及び第五項中「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に改め、同条第六項及び第七項中「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第十三條の見出しを「(移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての課税標準及び税額の申告)」に改め、同条第一項中「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に改め、同条第三項中「石油税」を「石油石炭税」に、「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第十四条第一項中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同項第一号中「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「石油税額」を「石油石炭税額」に改め、同条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十五条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に、「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に改め、同条第三項第二号並びに同条第四項第三号及び第四号中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十六条の見出しを「（移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての石油石炭税の期限内申告による納付等）」に改め、同条第一項中「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十七条の見出しを「（引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付等）」に改め、同条第一項中「石油税額」を「石油石炭税額」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第三項中「石油税額」を「石油石炭税額」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十八条第一項中「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「石油税額」を

「石油石炭税額」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十九条第一項中「石油税」を「石油石炭税」に、「若しくはガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第二十条中「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第二十一条中「ガス状炭化水素」の下に「若しくは石炭」を加え、「若しくはガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第二十二条第一項中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に、「若しくはガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第二十四条中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

(電源開発促進税法の一部改正)

第十条 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「火力発電施設」を削り、「等の設置を促進する」を「地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る」に、「及び石油に代替するエネルギーの発電のための利用を促進するための財政上

の」を「並びにこれらの発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図る等のための」に改める。

第六条中「四百四十五円」を「三百七十五円」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十一条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中運輸施設整備事業団の項、空港周辺整備機構の項、国際観光振興会の項、国際協力事業団の項、国民生活センターの項、雇用・能力開発機構の項、社会福祉・医療事業団の項、心身障害者福祉協会の項、中小企業総合事業団の項及び帝都高速度交通営団の項を削り、「として」を「のうち」に改め、独立行政法人の項の次に次のように加える。

独立行政法人農林漁業信用基金	独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）
----------------	--------------------------------

別表第二中日本学術振興会の項、日本芸術文化振興会の項、日本体育・学校健康センターの項、日本鉄道建設公団の項、日本万国博覧会記念協会の項、日本貿易振興会の項、日本労働研究機構の項、農林漁業

信用基金の項及び平和祈念事業特別基金の項を削り、「放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十号）」を「放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）」に改め、北方領土問題対策協会の項、水資源開発公団の項、緑資源公団の項及び労働福祉事業団の項を削る。

別表第三民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第四十条第一項第一号（業務）の業務、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）第九条第一号（産業基盤整備基金の行う特定商業集積整備促進業務）の業務、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十一号）第八条第一号及び第三号から第五号まで（産業基盤整備基金の行う輸入促進・対内投資円滑化業務）の業務、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第十条第一号（産業基盤整備基金の行う特定事業活動等促進業務）の業務並びに流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第四十七条の四第一号（産業基盤整備基金の行う流通業務効率化基盤整備事業実施円滑化業務）の業務に関する文書の項を次のように改める。

号) 第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号口及びハ、第六

整備機構

号、第七号、第九号 (中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律 (平成十年法律第九十二号) 第二十二条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等の業務に限る。)、第十号 (新事業創出促進法 (平成十年法律第百五十二号) 第三十二条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。)、第十一号並びに第十三号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項 (業務の範囲) に掲げる業務、同法附則第四条 (特定産業集積活性化法に係る業務の特例) から第六条 (公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例) までの業務、同法附則第七条第一項 (民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法等に係る業務の特例) に規定する債務の保証に係る業務及び同法附則第八条 (旧織

維法に係る業務の特例) の業務並びに日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)附則第三十六条(地域振興整備公団法の一部改正)の規定による改正前の地域振興整備公団法第十九条第一項第二号及び第七号に規定する貸付けに係る業務に関する文書

別表第三特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)第六条第一項第一号(通信・放送機構の業務の特例)の業務及び電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)第六条第一項第一号(通信・放送機構の業務の特例)の業務に関する文書の項を次のように改める。

独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第一百六十二号)第十三条第一項第一号から第七号まで(業務の範囲)の業務、特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)第六条第一項第一号(機構による特定通信・放送開発事業の推進)の業務及び電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)第六条第一号(機構による施設整備事業の推進)の業務に関する文書	独立行政法人情報通信研究機構
---	----------------

別表第三中農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号）第二十八条第一項第二号（業務の範囲）の業務に関する文書の項を削り、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第二号（業務）の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第一百六十一号）第十八条第一項第一号、第二号及び第八号（業務の範囲等）の業務に関する文書	独立行政法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第一百九十二号）第十三条第一項第一号から第三号まで（業務の範囲）の業務に関する文書	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構
別表第三独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第一百九十二号）第十三条第一項第一号から第三号まで（業務の範囲）の業務に関する文書の項の次に次のように加える。	
情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十条第一項第三号及び第四号（業務の範囲）の業務に関する文書	独立行政法人情報処理推進機構

別表第二中「自動車事故対策センター法（昭和四十八年法律第六十五号）第三十一条第一項第三号及び第四号（業務）」を「独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第十三条第五号及び第六号（業務の範囲）」に、「自動車事故対策センター又は」を「独立行政法人自動車事故対策機構又は」に、「同法第六十九条第一項第四号（業務の委託）の退職金共済証紙の受払いに関する」を「同法第七十条（業務の範囲）に規定する業務のうち、同法第四十四条第四項（掛金）に規定する退職金共済証紙の受払いに関する業務に係る」に、「勤労者退職金共済機構」を「同法第七十二条第一項（業務の委託）の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構」に、「農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第十九条第一号」を「独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）第九条第一号」に、「農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三十九号）附則第十七条（保険料に関する経過措置）に規定する保険料の受取書若しくは同法附則第二十条第一項（国庫負担）に規定する旧年金給付、旧脱退一時金及び旧死亡一時金」を「同法附則第六条第一項第一号（業務の特例）に規定する給付」に、「農業者年金基金又は農業者年金基金法第二十条第一項第二号」を「独立行政法人農業者年金基金又は同法第十条第一項第二号」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

「第二款 準備金

目次中「第九条の四」を「第九条の五」に、「第二十条」を「第十九条」に、第三款 技術等

第三款の二 鉱

(第二十条の二—第二十条の七)

海外取引に係る課税の特例(第二十一条) を 「第二款 準備金(第二十条—第二十一条)

業所得の課税の特例(第二十二条—第二十四条)」 第三款 鉱業所得の課税の特例(第二十二条—第二十四条)

「第三節 技術等海外取引に係る課税の特例(第五十八条)

に、第三節の二 鉱業所得の課税の特例(第五十八条の二・第五十八条の三) を 「第三二十四条」 第三

第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第五十九条・第六十条)」 第三

節 鉱業所得の課税の特例(第五十八条・第五十九条) に、「第十一節 連結法人の技術等海外取引に
節の二 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)」

係る課税の特例（第六十八条の六十）」を「第十二節 削除（第六十八条の六十）」に、「第八十七条の六」を「第八十七条の七」に、「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第一条中「石油税」を「石油石炭税」に、「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第二条第三項第五号中「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税法」を「石油石炭税法」に、「第三号」を「第四号」に改める。

第三条の三第六項中「同条第四項」を「同条第二項」に改める。

第五条の二第一項中「又は適格外国仲介業者から、」を「又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において」に改め、同項第一号中「その振替国債の保有につき、特定振替機関等又は適格外国仲介業者から、当該特定振替機関等の営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて最初に振替記載等を受ける際、当該振替記載等を受ける」を「当該」に改め、「利子につき」の下に「最初に」を、「受けようとする」の下に「際、その」を加え、同条第五項第一号中「もの」を「者」に改め、「次号において「振替機関」という。」を削り、同項第一号中「振替機関」を「特定振替機関」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、所得税法第百六十二条に規定する条約（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国（次号において「条約相手国」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより第一項第一号に規定する税務署長の承認を受けた者をいう。

第五条の二第九項中「非課税適用申告書の提出をする」を「非課税適用申告書を提出する」に、「提出をする際」を「提出の際」に改め、「非課税適用申告書の提出を受ける」を削り、同条第十項中「当該非課税適用申告書を提出した後、」を「その提出後、当該非課税適用申告書に記載した」に、「の提出をした」を「を提出した」に、「した申告書を」を「した申告書を、」に、「当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている」を「当該」に改め、同条第十一項中「第九項の」を「第八項及び第九項の」に改め、「において」の下に「第八項中「第一項第一号又は第二号」とあるのは「第十項」と、「非課税適用申告書又は所有期間明細書が同項第一号」とあるのは「同項に規定する申告書が第一項第一号」と、「当該非課税適用申告書又は所有期間明細書」とあるのは「当該申告書」と「を加

え、「の提出をする」を「を提出する」に改め、同条第十二項中「提出して振替記載等を受けた振替国債及び当該非課税適用申告書の提出後」を「提出した者が当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から」に、「各人別」を「当該非課税適用申告書を提出した者の各人別」に、「これらの振替国債の当該」を「当該振替国債につき」に改め、同条第十三項中「非居住者又は外国法人が適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて、非課税適用申告書を提出して振替国債の振替記載等を受ける場合及び当該非課税適用申告書の提出後振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該」を削り、「これらの振替国債につき、」を「非課税適用申告書を提出した者の」に、「により、これらの振替国債」を「により、当該非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けた振替国債」に改め、「定める事項を」の下に「当該適格外国仲介業者が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等）に対し」を加え、「当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等に」を削り、「これらの振替国債につき帳簿を備え、」を「当該振替国債につき帳簿を備え、当該」に改め、同条第十四項中「当該適格外国仲介業者又は当該振替国債の振替記載等

に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債につき、振替記載等を受ける」を「当該振替国債に係る当該適格外国仲介業者の前項に規定する」に、「振替国債のその」を「振替国債につきその」に、「」が当該振替国債の振替記載等」を「」が振替記載等」に改め、「（政令で定める期間を含む。）」を削り、同項第一号中「当該振替国債が」を削り、「公益信託」の下に「若しくは加入者保護信託」を加え、「若しくは同条第二項」を「同条第二項」に改め、「証券業者等（内国法人に限る。）」の下に「若しくは同条第三項に規定する内国法人」を加え、「されていた国債」を「されていた振替国債」に改め、「において」の下に「これらの者が」を加え、同項第一号中「当該振替国債」を「当該非居住者又は外国法人」に、「もの」を「振替国債」に改め、同項第二号中「非居住者」を「当該非居住者」に改める。

第八条第二項中「証券業者又は」を「証券業者、証券取引清算機関又は」に、「第四項」を「次項及び第五項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「証券業者等」の下に「又は内国法人」を、「第一項」の下に「又は前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3 内国法人（金融機関、証券業者等その他政令で定める法人を除くものとし、公社債の主たる取引者と

して政令で定めるものに限る。第五項において同じ。) が支払を受けるものとして政令で定める公社債の利子で第一項第一号に掲げるものについては、所得税法第百七十四条、第百七十五条及び第二百十二条第三項の規定は、適用しない。

第八条の二の見出しを「(私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)」に改め、同条第一項中「昭和六十三年四月一日」を「平成十六年一月一日」に、「公募投資信託等の収益の分配に係る配当等」を「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」に改め、同項第一号を削り、同項第一号を同項第一号とし、同項第二号を同項第一号とし、同条第二項中「公募投資信託等の収益の分配に係る配当等」を「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「昭和六十三年四月一日」を「平成十六年一月一日」に、「公募投資信託等の収益の分配に係る配当等」を「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」に改める。

第八条の三第一項から第三項までの規定中「昭和六十三年四月一日」を「平成十六年一月一日」に、「国外公募投資信託等の配当等」を「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」に改め、同条第四項第

一号中「国外公募投資信託等の配当等」を「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 第二項第二号に掲げる国外投資信託等の配当等につき第三項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該国外投資信託等の配当等を有する居住者については、当該国外投資信託等の配当等が内国法人から支払を受けるものであるときは第一号に定めるところにより、当該国外投資信託等の配当等が内国法人以外の者から支払を受けるものであるときは同号及び第二号に定めるところにより、第八条の五の規定を適用する。

- 一 当該国外投資信託等の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の五第一項第一号に規定する支払を受けるべき金額とみなす。
- 二 当該国外投資信託等の配当等については、これを内国法人から支払を受けるものとみなす。

第八条の四を次のように改める。

第八条の四 削除

第八条の五を削る。